

# 医師の時間外・休日労働時間の 上限規制への対応

「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」が2021年5月21日に国会で可決・成立、同月28日に公布されました。同法には、医師の働き方改革についての措置の整備も含まれ、2024年4月から、医業に従事する医師に時間外労働の上限規制が適用されます。やむを得ない場合であっても原則として「年間960時間以下」（A水準）が上限となり、960時間を超える医師がいる場合には「医師労働時間短縮計画」を策定し、医療機関勤務環境評価センター（以下、「評価センター」）、都道府県による審査を受けることとなります。

## 時間外労働時間への 上限規制適用の経緯

日本の医療は、他職種と比較しても長時間の医師の労働によって支えられている実態があり、より質の高い医療やきめ細かな患者への対応ニーズの高まり等も、長時間労働に拍車をかける要因となっている。医師の長時間労働の実態を変えていくことは、医師本人の健康にとってはもとより、医療の質や安全の確保、今後も良質な医療を提供する体制を維

持していくうえでの喫緊の課題となっている。

政府の「働き方改革実現会議」が2017年3月28日に決定した「働き方改革実行計画」では、長時間労働の是正のため、労働基準法を改正し、罰則付きの時間外労働の上限規制をはじめ法律で導入する方向性が示されている。

これを踏まえ、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（2018年6月29日成立・同年7月6日公布）により、時間外労働の上限規制については2019年4月1日から（中小企業は2020年4月1日から）適用が開始されている。なお、医師については5年間の猶予期間が設けられ、2024年4月から適用されることとなっている。医師に関する規制の具体的な内容については、「働き方改革実行計画」で「医療界の参加の下で検討の場を設け、質の高い医療と医療現場の新たな働き方を目指し、2年後を目途に規制の具体的なあり方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得る」とされたことを受けて、2017年8月から「医師の働き方改革に関する検討会」で議論が始まり、2019年3月に報告書がまとめられた。この報告書では、診療従事勤務医の時間外労働

の上限水準（2024年4月）として、

- 診療従事勤務医に2024年度以降適用される（A）水準
- やむを得ず（A）水準を超えざるを得ない場合を想定した（B）水準（地域医療確保暫定特例水準）
- 臨床研修医・専攻医を想定した（C）1水準
- 高度技能をもつ医師の育成期間を想定した（C）2水準（集中的技能向上水準）

の4つを示し、これに月の上限を超える場合の面接指導と就業上の措置（追加的健康確保措置）を課した（B）水準、（C）水準については医療機関を特定）。

また、将来（地域医療確保暫定特例水準（B）水準）の解消（2035年度末）後は、（C）水準の対象となる業務を除き（縮減方向に努力）、（A）水準の適用に取れんさせる、とした。

この報告書の内容を進めるため、2019年7月からは「医師の働き方改革の推進に関する検討会」で議論が開始され、2020年12月には「中間とりまとめ」を公表している。

## 上限規制の具体的な内容は

「医師の働き方改革の推進に関する検討会」





この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。著作権者（独立行政法人福祉医療機構）ならびに著作権者の許可を得ない複製（コピー）、再配布を、固くお断りいたします。

図1 医師の時間外労働規制について

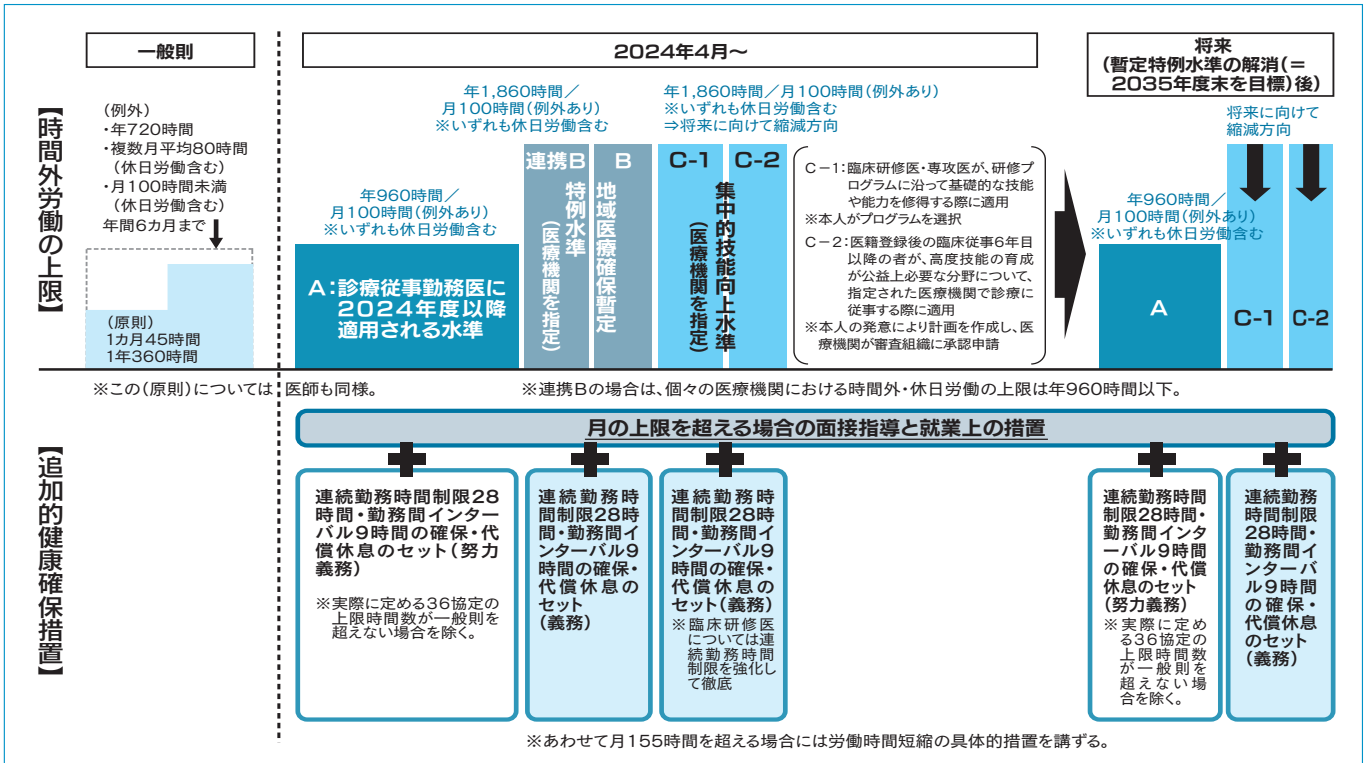
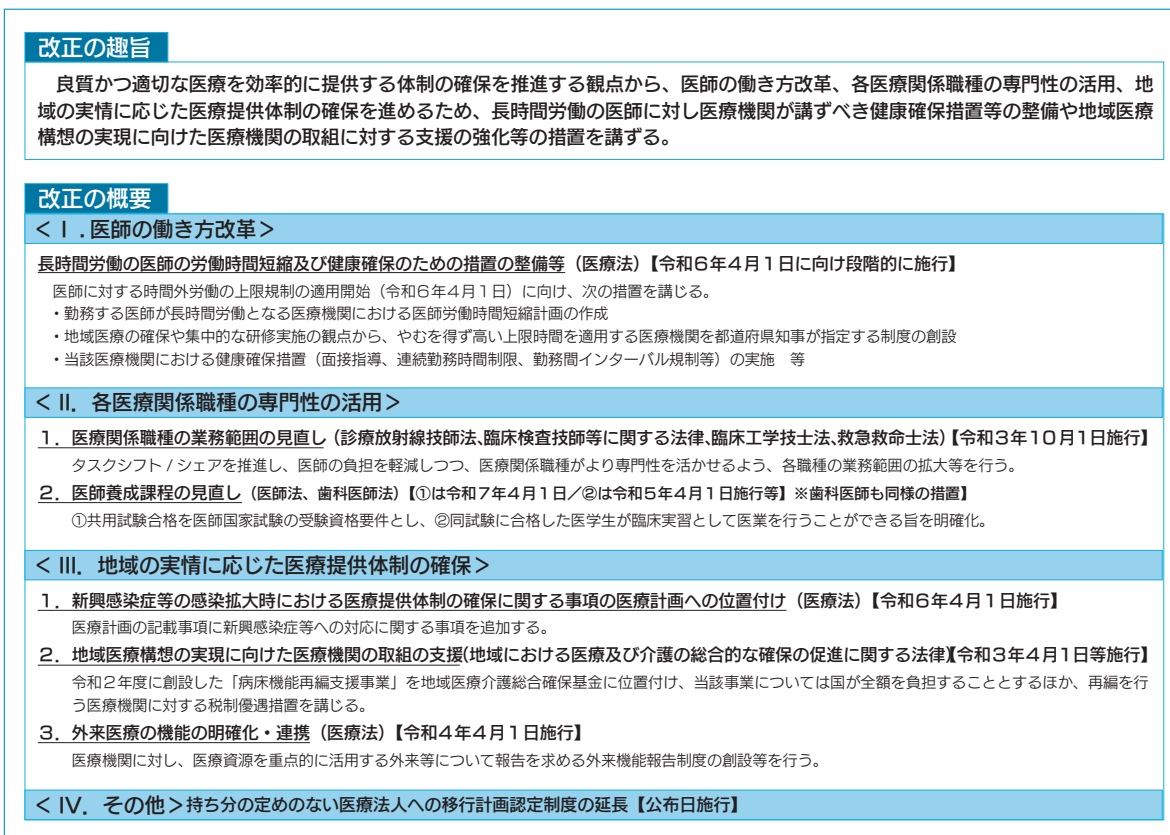


図2 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の概要



の中間とりまとめでは、前述の「医師の働き方改革に関する検討会」で示されたA、B、C水準のう

ち、B水準については「B水準」(3次救急や救急搬送の多い2次救急、がん拠点病院等)と「連携B水準」(医師派遣を通じて、地域医療確保のために必要な役割を担う医療機

図1…医師の働き方改革の推進に関する検討会 中間とりまとめ 参考資料より

図2…厚生労働省ホームページ 第204回国会(令和3年常会)提出法案より

続きは、

月刊誌 **WAM**

本誌にてご覧ください。

### 定期購読のごあんない

月刊誌「WAM」は1年間の定期購読誌です。

購読料／1年間・・・7,524円(税、発送料込)

体裁／A4変型判 本文36ページ

編集／独立行政法人福祉医療機構

編集協力・発行／株式会社法研

定期購読のお申し込みはこちら

### お問い合わせ

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階  
独立行政法人福祉医療機構 総務部 広報課  
TEL:03-3438-9240 fax:03-3438-9949